

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓令
 - 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令
 - 福島県人事委員会
 - 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 - 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

訓 令

福島県訓令第十三号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年六月一日

職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「水産試験場長」を「水産海洋研究センター所長」に、「水産試験場相馬支場長」を「水産資源研究所副所長」に改める。

「水産試験場副所長」を「水産資源研究所長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（人事課）

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年六月一日

福島県人事委員会
委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十一号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コースト構想推進監」に、「室長 企業誘致担当課長」を「室長」に、「同室広報課の統括担当の主幹」を「同室広報課の統括担当の主幹」に、「水産試験場一場長 副場長 事務長 いわき丸船長 支場長」を「水産海洋研究センター 所長 副所長 事務長 いわき丸船長 支場長」を「水産資源研究所 所長 副所長 事務長」に改める。

校長（ふたば未来学園高等学校に置かれるものに限る。）を「副校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年六月一日

福島県人事委員会
委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年福島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「水産試験場」を「水産海洋研究センター」に改め、同条第五号中「水産種苗研究所」を「水産資源研究所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月一日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中

「水産試験場長	「水産海洋
水産試験場副場長	水産海洋
水産試験場事務長	水産資源
水産試験場相馬支場長	水産資源
	水産資源

を

研究センター所長

研究センター副所長

研究センター事務長

研究所長

研究所副所長

研究所事務長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）